

令和8年度第1回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会会議録

議 題	1 会長の選出及び職務代理者の指名 2 茅ヶ崎市長所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について (1) 救急業務に関すること（変更） (2) 後期高齢者保健事業に関すること（作成） (3) 物価高対応子育て応援手当の給付に関すること（作成） 3 情報公開請求・個人情報開示請求に関する存否応答拒否について 4 その他
日 時	令和8年5月28日（木）10時00分から11時15分まで
場 所	市役所本庁舎6階 理事者控室
出席者氏名	委員 阿部秀尚（会長）、石井政幸、籠谷和弘、齋藤宙也、佐藤直大、楡井宏志 事務担当課 議題2 (1) 警防救命課（北畑担当課長、芝田課長補佐） (2) 高齢福祉課（松尾課長、小松課長補佐、農澤主査） (3) こども政策課（青木課長、藤田課長補佐、竹内主査） 議題3 開発審査課（森下課長、小林課長補佐） 事務局 行政総務課 石井課長、末永課長補佐、川口主査、田口主任、福島主任
会議資料	別紙
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0名

(会議の概要)

1. 開会

事務局から、会議の開会にあたり以下のとおり報告があった。

- ・半数以上の委員が出席しているため、情報公開・個人情報保護審議会規則第5条に基づき、本会議は適法に成立していること。
- ・本会議については茅ヶ崎市情報公開条例第20条の規定に基づき、公開とすること。
- ・本会議については会議録作成及び公表のため録音されること。

2. 議題1 会長及び会長職務代理者の選出について

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会規則に基づき互選による会長選出が行われ、籠谷委員が推薦した阿部委員が全員一致で選出された。

その後、会長職務代理者について、同規則第4条第3項の規定に基づき籠谷委員が会長より指名された。

3. 議題2 茅ヶ崎市長の所管の個人情報取扱事務の開始及び変更について

(1) 救急業務に関すること（変更）

【事務担当課からの報告】

警防救命課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の作成について資料に沿って報告があった。

まず、事務の概要について説明する。この度変更する登録票の「事務の名称」は「救急業務」であり、消防法に基づき救急業務を行うことを目的として、傷病者の個人情報を取り扱っているものである。

救急業務とは、消防法第2条第9項に基づき、傷病者を救急隊によって、医療機関に搬送することをいう。医療機関に搬送する際に、医療機関に対して収容ができるか、できないか等を確認するために連絡をしているが、その連絡内容の中に、傷病者の医療情報が含まれている。

従前では、医療機関への連絡をする上で必要な情報を、傷病者本人から口頭、保険証及びお薬手帳から収集していたが、国の政策で保険証からマイナ保険証に変更されたことに伴い、令和8年4月1日からマイナ保険証を利用し、専用タブレットによりオンラインで資格確認システムにアクセスすると医療情報を閲覧することができることとなった。その情報をもとに、応急処置及び医療機関への搬送に活用する「マイナ救急」が全国一斉に開始されている。

登録票における変更の内容としては、記録情報の収集方法を、「本人から口頭又は保険証」としていた箇所を、変更事項の欄にあるとおり「本人から口頭又はオンライン資格確認システムより収集」と変更している。

個人情報の取扱いについては、十分留意して事務にあたっていく。

【質疑応答】

- マイナンバーカードを作っていない人は、資格確認証等で個人情報を収集することになると思うが、登録票の「収集の相手方及び方法」には記載しないのか。
 - 指摘を踏まえ、資格確認証等でも個人情報を収集する可能性があるため、登録票を修正することとする。
- 「学業・学歴」は救急業務に必要な情報であるか。
 - 傷病者の「高校生」「中学生」「小学生」「未就学児」のような区分を確認する。例えば、中学生以下の事故等の場合には、学校等に連絡することもある。
- 医療情報以外は閲覧しようとしても読み取り機のシステム上できないようになっているのか。
 - ご認識のとおりである。オンライン資格確認システムにログインするために、国から電子証明書が発行されているが、中身は医療情報しか見られないようになっている。また、許されていない操作をすれば医療情報以外の情報を閲覧できるということでもない。
- マイナンバーカードの暗証番号の入力は原則不要とチラシにあるが、例外的に入力することはあるのか。
 - スマートフォンでマイナ保険証を利用するにあたり、Android（アンドロイド）では暗証番号の入力は不要だが、iPhone（ 아이폰 ）では必要である。

3. 議題2 茅ヶ崎市長の所管の個人情報取扱事務の開始及び変更について

(2) 後期高齢者保健事業に関すること（作成）

【事務担当課からの報告】

高齢福祉課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の変更について資料に沿って報告があった。

まず、事務の概要について説明する。この度新規に作成する登録票の「事務の名称」は「後期高齢者保健事業に関すること」であり、事務の概要は、表記の通りとなる。介護保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、虚弱傾向が疑われる高齢者を抽出し、介護予防、虚弱化予防を目的とした事業を実施するため、後期高齢者の個人情報を取り扱う。個別支援を通して高齢者が自立して

生活できる期間の延伸を図るものである。高齢福祉課において、名簿や対応記録の管理を行うものである。

本件については、国保データベースシステムを用い、前年度に後期高齢者医療保険広域連合から受託し市が実施した健康診査の結果、住所、氏名、生年月日、年齢、電話番号、介護認定情報、介護サービスの利用の有無等の情報をもとに事業対象者を抽出し、通知や電話、訪問等によって対象者にアプローチし、個別支援を実施する。個別支援の結果は、対応した情報として、台帳に記録を残し、その後実施した実績をもとに評価を行う。

提供先に神奈川県後期高齢者医療保険広域連合と記しているが、委託料の請求に際して委託元である広域連合への個人情報の提供はなく、疑義照会があり対応記録等の提供を求められた際に情報提供することを想定している。疑義内容にもよるが、必要最小限の情報提供を行う。

なお、この事務は対象者が1,000人を超えるため、個人情報ファイル簿を作成している。

個人情報の取扱いについては、十分留意して事務にあたっていく。

【質疑応答】

- この事業は市民全体に周知されているのか。
 - 対象者には周知はしているが、全体としては周知していない。今後、全体的に周知を図っていくこととする。
- この事業は継続的に行われるのか。
 - 毎年、委託契約を行い、更新して実施する。
- 電話や訪問等の対応をする職員は市の職員か委託職員のどちらか。
 - 市の職員で対応している。
- 「趣味・し好」とはどのようなものがあるか。
 - 対象者に対し、体を動かすのは好きか等を確認している。
- 「収集の相手方及び方法」の中で、「②本人、家族からの文書及び電話より収集」とあるが、口頭による収集も考えられるのではないか。
 - 指摘を踏まえ、口頭による収集も考えられるため、登録票を修正することとする。

3. 議題2 茅ヶ崎市長の所管の個人情報取扱事務の開始及び変更について

(3) 物価高対応子育て応援手当の給付に関すること（作成）

【事務担当課からの報告】

こども政策課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の作成について資料に沿って報告があった。

まず、事務の概要について説明する。

令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策」に物価高対応子育て応援手当が位置付けられ、これの実施主体が市町村であったことから、本市では令和8年1月19日から物価高対応子育て応援手当支給事業を実施することとなった。

物価高対応子育て応援当事務は児童手当受給者に対して支給するもののため、ベースは児童当事務となる。他方、児童手当と異なる点として、公務員は所属庁で支給することから、市町村側で当該公務員の児童手当の支給に関する情報を把握していないが、物価高対応子育て応援手当は公務員も含めて市町村で支給するため、児童手当とは別に登録票の作成が必要となった状況となる。

この事務においては、物価高対応子育て応援手当を支給するにあたり、対象者の「個人番号」「氏名」「整理番号」等の個人情報を取り扱う。これらの個人情報は、「本人又は家族から文書、口頭により収集」「国から情報提供ネットワークシステムにより収集」「他の地方公共団体から文書、口頭により収集」する。

なお、この事務は対象者が1,000人を超えるため、個人情報ファイル簿を作成している。

個人情報の取扱いについては、十分留意して事務にあたっていく。

【質疑応答】

○ 公務員は申請が必要なのか。

→ 児童手当とは違い、物価高対応子育て応援手当は公務員も含めて市町村で支給するため、申請が必要である。

○ 「職業・職歴」は公務員であるかを確認するために収集するのか。

→ ご認識の通りである。

○ 審議会は2月にも開催しているはずだが、そこでの報告は間に合わなかったのか。

→ はい。

○ 今後、国から今回のような事務の依頼があった場合、同様な形の登録票を作成するのか。

→ ご認識の通りである。

○ 「口座情報・連携ファイル」とは具体的に何を指すのか。

公金口座のことを指している。国からの指示でこのような文言にしている。

○ 個人情報ファイルを持たなくなった際は適切に削除する等、紙の書類や電子媒体を適切に管理していただきたい。

→ 承知した。

4. 議題3 情報公開請求・個人情報開示請求に関する存否応答拒否について

【事務担当課からの報告】

開発審査課から、次のとおり情報開請求・個人情報開示請求に関する存否応答拒否について資料に沿って報告があった。

5つの法人等に係る、行政文書の公開請求が同一人物から計5件あり、いずれも存否応答拒否を行った事例について、報告させていただく。

請求の内容は、特定法人に対する行政指導に関連して入手し、又は作成した文書の全てを対象とするものであった。

本件については、その存否を答えるだけで、特定法人に対する行政指導の検討があったか否かという情報を明らかにすることと等しく、茅ヶ崎市情報公開条例第5条第2号に規定する、公開することにより、法人の社会的信用を低下させ、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する、非公開情報を公開することとなる。

以上の理由から、当該請求に対しては行政文書の存否を明らかにせず、茅ヶ崎市情報公開条例第8条に基づく、存否応答拒否を行うこととした。

【質疑応答】

○ 今回のケースは存否応答拒否の対応で大丈夫だが、開示請求されているのが特定の法人に対する指導の有無だけの場合などでは、名指ししたからといって権利利益を害するとは言えず、存否応答拒否になるとは限らない可能性があるということは覚えておいていただきたい。

→ 承知した。

○ 指導や助言のきっかけとなるものは何か。

→ 通報やパトロールがきっかけになる。

5. 議題4 その他

(1) 関係資料の改訂について

事務局から、令和8年4月に「ちがさきの情報公開ハンドブック」の改訂を行ったこと及び個人情報保護委員会により『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)』、『個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)』、『個人情報の保護に関する法律についてのQ&A』について一部改正等が行われた旨の報告があった。

(2) 次回審議会の日程について

事務局から、次回審議会について10月頃の開催を予定しており、後日日程調整を行う旨の報告があった。